入　　札　　公　　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年７月２７日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
理事（水産大学校代表）三木　奈都子

１．調　達　内　容

（１）調達件名及び数量　　ファイアウォール監視および保守業務　一式

（２）調　達　仕　様　　入札説明書による

（３）履　行　期　間　　令和８年１０月１日～令和９年９月３０日

（４）履　行　場　所　　入札説明書による

（５）入　札　方　法　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

（１）国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成１３年４月１日付け１３水研第６５号）第１２条第１項及び第１３条の規定に該当しない者であること。

（２）令和７・８・９年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「情報処理」で「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」のいずれかの等級に格付けされている者であること。

（３）国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。

３．入札説明書等の交付方法　　競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

①直接交付
山口県立大学校
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校
下関市永田本町二丁目７番１号
研究部会計課用度係
電話　０８３－２２７－３８２５
ＦＡＸ　０８３－２６４－２０８０

②宅配便着払いによる交付
任意書式に「フェリーにて希望」と記載のうえ、上記①あてＦＡＸ送信すること。
入札説明書、住所、電話番号を記載のうえ、社名、担当者名、送信すること。

③メール交付
任意書式に「メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてＦＡＸ送信すること。
入札説明書、メールアドレスにて希望」と記入し、社名、担当者名、送信すること。

４．入札説明会の日時及び場所等　　令和８年８月１０日に入札説明会を行うこととし、当該日は全員に対して公表する。
ただし、入札説明会に参加を希望する者は、令和８年８月１日までに仕様書等に関する質問書（様式は任意）をうり２．ファイルにて提出すること。
質問書に対しては、令和８年８月５日までに当機構ホームページにて回答する。
質疑応答の場合には、入札説明会は開催しない。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

５．入札の日時及び場所等

（１）入札の日時及び場所　　令和８年８月１８日　１１時００分
山口県下関市永田本町二丁目７番１号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産大学校　本館１階第１会議室Ａ

（２）郵便による入札書の受領期限及び提出場所　　令和８年８月１７日　１７時００分
３．①に同じ

６．その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金　　免除

（３）入札の無効　　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

（４）契約書作成の要否　　要

（５）落札者の決定方法　　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（６）競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

（７）詳細は入札説明書による

７．契約に係る情報の公表

（１）公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
①　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注１として再就職していること。
②　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること※注２なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注１　「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であると、経営や業務運営について、助言することにより影響力を与えるを問わず、経営や業務運営について、助言することにより影響力を与える者を含む。

※注２　総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた実績による。

（２）公表する情報
上記（１）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
②　当機構との間の取引高
③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか該当する旨
３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
④　一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報
①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約について

は原則として９３日以内）

（５）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

８．公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業　務　仕　様　書

1. 件　　名　　ファイアウォール監視および保守業務

2. 業務目的
水産大学校学内 LAN を外部ネットワークに接続する中継機器を常時監視し、学内ネットワークのセキュリティを高めることを目的とする。

3. 業務場所　　山口県下関市永田本町二丁目 7 番 1 号
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校

4. 履行期間　　令和８年１０月１日　～　令和９年９月３０日

5. 業務内容
監視する UTM（以降、監視対象機器）について、契約期間において以下の要件を満たす SOC サービスを提供すること。
(1) 設備、体制
    1. 監視センターからは冗長化された回線で監視業務を行うこと。
    2. 監視センターは自家発電設備・装置を有していること。
    3. 監視センターは耐震構造、漏水防止、防火性能を強化されたビルにあること。
    4. 監視センターには 24 時間 365 日間体制で監視要員が常駐していること。
    5. 監視センターは入退室管理システムが導入されていること。
    6. 監視センターは ISO27001、P マークなどの認証資格を取得しセキュリティ管理がなされていること。
    7. 監視センターは国内にあること。
    8. 監視対象機器は、新規に導入した機器だけではなく、既存機器に対してもサービス提供可能なこと。
    9. 24 時間 365 日間連絡可能なサポート窓口を設け、本校担当者からの運用監視サービスに関する内容、監視対象機器に関する仕様確認や障害対応に関する問い合わせを一元的に受け付け、必要な情報を提供すること。
    10. 本校担当者からの問い合わせは、電話または電子メールによる対応が可能な体制を有すること。
    11. 本校担当者からの問い合わせの受け付け、本校担当者への連絡を行うサポート窓口は受注業者にて行うこと。受注業者にて受け付けた問い合わせ、運用・監視業務等を外部業者に委託することは構わない。

12. 監視対象機器をリプレイスした際にも運用監視サービスの提供が可能であること。

(2) システム運用

1. セキュリティポリシ・シグネチャ等の設定変更作業について、サービス提供期間中は実施回数に制限なく提供が可能なこと。
2. 設定変更のリードタイムは、サポート窓口が受付を完了してから最短で 4 時間後に設定変更が可能なものとする。
3. メーカサポート終了及び不具合解消を目的として、年 1 回監視対象機器のファームウェアバージョンアップ作業を含むこと。
4. 監視対象機器の設定ファイルのバックアップを保管し、世代管理すること。
5. 監視対象機器の稼働監視を行うこと。稼働監視とは、死活監視（PING)、インターフェース監視（リンクアップ・ダウン）等の監視を行い、障害発生時には本校担当者へ連絡すること。
6. 監視対象機器の性能監視を行うこと。性能監視とは、SNMP を用いたトラフィック監視、CPU 使用率監視、セッション数の監視を行い、あらかじめ指定した閾値を超過した場合には本校担当者へ連絡すること。
7. 監視対象機器配下の公開サーバに対してアプリケーションレベルでの稼働監視を行うこと。
8. 監視対象機器に対して、本校担当者からのアクセス及び設定変更を許可すること。

(3) 障害対応

1. 監視対象機器で障害を検出した際に 24 時間 365 日で復旧支援ができること。
2. 監視対象機器で障害を検出した際に本校担当者に電話連絡すること。
3. 監視対象機器の障害を検出した際に一次切り分けのための目視案内や簡単な結線等の確認依頼を本校担当者に指示すること。
4. 監視対象機器のハードウェア障害時に、保守ベンダと連携してハードウェア機器の手配、オンサイト担当者の手配、論理復旧対応、疎通確認まで一貫して対応することが可能なこと。

(4) セキュリティ運用

1. 昨今のセキュリティ事情を鑑みた不正アクセス元一覧のリストを元に、リストに登録された IP アドレスからの通信を拒否するよう監視対象機器をチューニングすること。3 ヶ月に 1 回程度、リストの見直しを行い監視対象機器の設定を最新情報に更新すること。
2. 本校担当者からの依頼を受けて、最大年 4 回監視対象機器配下の公開サーバに対しペネトレーションテストを行い、その結果を報告書にまとめること。本校担当者の依頼に基づき、セキュリティレベル維持ができること。
3. セキュリティインシデント発生後、2 時間以内を目標に対応できること。
4. メーカのセキュリティ研究機関により発見された脆弱性への対応（パターンファイ

ルの更新監視）を 1 日 1 回以上行うこと。2 日連続で更新できていないことを確認した場合には本校担当者に連絡の上、手動で更新作業を行うこと。

5. 監視対象機器のセキュリティ機能監視を行うこと。セキュリティ機能監視とは、FW のアクセスポリシ監視（Open ポート、Close ポートの監視）、アンチウィルスパターンファイル更新監視、IPS パターンファイル更新監視等の監視を行い、障害発生時には本校担当者へ連絡すること。
6. IPS 機能において、重要度が「Critical」かつ遮断設定されていない不正アクセスを検知した場合、4 時間以内に内容と推奨対策（シグネチャの遮断設定、無効設定等）の情報を本校担当者に連絡すること。
7. セキュリティログを分析し、あらかじめ指定した要件に該当する通信を検知した際に本校担当者に連絡すること。ログの分析は 1 時間に 1 回実施すること。

(5) レポート

1. 監視対象機器および監視対象公開サーバの監視結果を集計した監視レポートを毎月提出すること。
2. 監視対象機器のアクセスログを基にしたファイアウォールログレポートを毎月提出すること。ファイアウォールログレポートではアクセスログをそのまま表示するのではなく、通信相手、アプリケーション、アクスポリシ単位の集計に加え、悪意のある通信相手、長時間通信、大量通信等の通常とは異なる通信単位で承継したものも表示すること。
3. 監視対象機器の UTM 機能で検知したログを基にしたセキュリティログレポートを毎月提出すること。セキュリティログレポートは検知したログをそのまま表示するのではなく、通信相手、アプリケーション、アクセスポリシ単位で集計したものも表示すること。

(6) ポータルサイト

1. システムの監視状況（稼働監視、性能監視等）レポート（監視レポート、ファイアウォールログレポート、セキュリティログレポート）を web から閲覧できるポータルサイトを準備すること。
2. ポータルサイトはスマートフォン、タブレット端末などからもアクセスし閲覧可能であること。
3. レポートは PDF/CSV でダウンロード可能であること。
4. レポートは日本語化されていること。
5. 検索条件を指定してログを分析する機能、検索したログを多段的に掘り下げて分析する機能を提供すること。

(7) ログ収集

1. 監視対象機器のログを収集する専用のログサーバ（物理アプライアンス）を準備し、本校に設置すること。ログサーバはレンタルで提供することとし、SOC サービスの月額費用に含めること。

2. ログサーバのハードウェア障害対応は 24 時間 365 日とすること。
3. 監視対象機器のログは本校ネットワーク内の環境で一度受信した後に、監視センターで収集すること。監視対象機器から直接、監視センターにログを送信することは認めない。
4. 監視対象機器から収集するログは暗号化して保管すること。
5. 監視対象機器から収集するログは改竄検知を施し保管すること。
6. 監視対象機器から収集するログは 1/10 程度に圧縮すること。
7. 監視対象機器からログを監視センターに収集する場合、ログ専用のサーバを設置する等セキュア環境でサービス提供が可能なこと。

(8) 運用保守支援体制等

1. 専任のオペレータを必要としないこと。
2. システムの運用については、サポート窓口を設け、トラブル対応及び本校の質問に応じて必要な技術情報を提供すること。
3. 運用・保守に関する技術的質問に対しては電子メールによる対応が可能な体制を有すること。
4. ハードウェア保守は以下のとおり、または同等以上の対応とすること。

(ア)ハードウェア保守について 24 時間 365 日オンサイト対応が可能な契約を用意すること。

(イ)故障発生時には現地にて修復する体制を有すること。

(ウ)故障受付及び故障対応時間は、平日月曜日～金曜日 9:00～17:00(土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く) とすること。

(エ)上記の時間帯に連絡後、翌営業日には切り分け作業が可能であること。

6. 情報セキュリティ体制

情報セキュリティに関して、次の要件を満たすこと。

(1) 本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合でも事業実施に支障をきたさないよう対策を準備し、対策内容を事前に書面にて説明すること。

(2) 本業務の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処について速やかに協議し、必要な対策を行うこと。

(3) 請負作業の実施に当たり、請負先企業又はその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備すること。

(4) 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、請負者は以下の項目を確認の上、適切に実施すること。

1. 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
2. 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法

3. 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
4. 運用中の情報システムに脆弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
5. 利用するソフトウェアのサポート期限等の情報収集及び報告
6. アプリケーション・コンテンツ等の利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポートを継続しているバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるためのアプリケーション・コンテンツ等の修正

7. その他

(1) 請負者は、別添「国立研究開発法人水産研究・教育機構における電子情報処理請負業務に係る特記仕様書」に定める事項に従って契約を履行すること。

(2) 詳細については担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

国立研究開発法人水産研究・教育機構における
情報処理業務の委任等に係る特記仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）から情報処理業務の委任等を受けた請負者（以下「請負者」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委託等に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

第１　情報セキュリティポリシーを踏まえた情報処理業務の履行

請負者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和５年７月４日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。）の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

第２　定義

この特記仕様書において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、統一基準による。

（１）　個人情報　「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５９号）第２条第２項に規定する個人情報及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成２５年法律第２７号）に規定する個人番号をいう。

（２）　要機密情報　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号第５条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報をいう。

（３）　業務　機構の保有する個人情報及び要機密情報をコンピュータ等により処理する情報処理業務であって、業務の一部又は全部について、契約をもって機構外の者に実施させることをいう。委任、準委任、請負等の契約形態を問わないものとする。

（４）　契約目的物　仕様書等で機構が指定する物件をいう。

（５）　成果物　契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した出力帳票及び電磁的記録物等をいう。

（６）　機構からの貸与品等　この契約に基づく業務を処理するため、機構が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる個人情報等並びに要機密情報をいう。承諾を得て複写あるいは複製したものを含むものとする。

第３　業務の実施体制

（１）　請負者は、契約締結後直ちに業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務

に関する責任者、作業者、作業体制、連絡体制、作業場所及び実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を請け負う旨の誓約を書面にし、機構に提出すること。

（２）　(１)の事項に変更が生じた場合、請負者は速やかに変更内容を機構に提出すること。

（３）　請負者（従業員を含む)、再委託先又はその他の者によって、情報システムに機関等の意図せざる変更が加えられないための管理体制を整えること。

（４）　当機構の求めに応じて、請負先の資本関係・役員等の情報、実施場所、従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等)・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

第４　業務従事者への遵守事項の周知

（１）　請負者は、この契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員に周知徹底し、遵守させること。

（２）　請負者は、(１)の実施状況を書面にし、機構に提出すること。

第５　情報の保持と目的外使用の禁止

請負者は、この契約の履行により知り得た個人情報、要機密情報、契約目的物及び成果物を第三者に提供してはならない。また、他の用途に使用してはならない。

第６　複写及び複製の禁止

請負者は、機構からの貸与品等を機構の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。なお、承諾を得て複写あるいは複製したものについても、第５の規定を遵守すること。

第７　作業場所以外への持出禁止

請負者は、機構が指示又は承認する場合を除き、機構からの貸与品等について、第3(１)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

第８　情報の保管及び管理

請負者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

（１）　全般事項

ア　契約履行過程

（ア）　以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

ａ　業務を実施する施設等の入退室管理

ｂ　機構からの貸与品等の使用及び保管管理

c　契約目的物、成果物の作成、使用及び保管管理

d　その他、仕様書等で指定したもの

（イ）　機構から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

（ウ）　情報セキュリティ対策について、上記第 3 業務の実施体制（1）に記載する「実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容」として、以下の内容を全て含む書面を予め提出するとともに、契約期間を通じて、情報の格付け等に応じた実施をすること。

a　情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持

b　情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御

c　ログの取得・監視（別途指示された場合に限る）

d　情報を取り扱う機器等の物理的保護

e　情報を取り扱う要員への周知と統制

f　セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価

g　請負先が取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護

h　セキュリティ対策の検証・評価・見直し

i　管理者権限等の特権ユーザを登録、変更及び削除の記録と報告

イ　契約履行完了時

（ア）　機構からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに機構に返還すること。

（イ）　契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。

（ウ）（イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日を明示した書面で機構に報告すること。

（エ）　この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、あらかじめ機構の承諾を得て、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ　契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ　事故発生時

（ア）　請負者は、情報セキュリティインシデント又はその兆候が見られた場合、速やかに当機構へ報告するとともに、書面により報告すること。ただし、書面の報告については速報から最終報告まで、当機構の指示により複数回に分けて報告を求める場合がある。

（イ）　契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び機構からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事

故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

（２）　情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法

請負者は、情報セキュリティ対策が適正に履行されていることを確認するための方法を策定するものとし、依頼内容及び実施結果等の作業の記録を記した報告書を用いて、その履行状況を定期的に報告すること。

（３）　情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

請負者は、情報セキュリティに関する管理体制及び状況に重大な問題がある場合、速やかに機構へ報告するとともに、機構の指示に従い、必要な措置を講ずること。

（４）　個人情報及び要機密情報の取扱いに係る事項

機構からの貸与品等、契約目的物及び成果物に含まれる情報で既に公知の情報、機構から請負者に提示した後に請負者の責めによらないで公知となった情報、及び機構と請負者による事前の合意がある情報は、要機密情報に含まれないものとする。個人情報及要機密情報の取扱いについて、請負者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア　個人情報及び要機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ　アの個人情報及び要機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び要機密情報の管理状況を記録すること。

ウ　機構から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を機構に提出し報告すること。

エ　個人情報及び要機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ　（１）イ（イ）において、個人情報及び要機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得たうえで消去を行うこと。

カ　（１）エの事故が、個人情報及び要機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び要機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

キ　カの事故が発生した場合、請負者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、機構に可能な限り情報を提供すること。

ク　（１）エの事故が発生した場合、機構は必要に応じて請負者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ　業務の従事者に対し、個人情報及び要機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて機構に提出

すること。

コ　その他、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

第 9　機構の施設内での作業

（1）　請負者は、業務の実施に当たり、機構の施設内で作業を行う必要がある場合には、機構に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

（2）　機構は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

（3）　請負者は、機構の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア　就業規則は、請負者の定めるものを適用すること。

イ　請負者の発行する身分証明書を携帯し、機構の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ　請負者の名称入りネームプレートを常に着用すること。

エ　その他、(2)の使用に関し機構が指示すること。

第 10　再委託の取扱い

（1）　請負者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得なければならない。

（2）　(1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア　再委託の理由

イ　再委託先の選定理由

ウ　再委託先に対する業務の管理方法

エ　再委託先の名称、代表者及び所在地

オ　再委託する業務の内容

カ　再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び要機密情報について明記すること。）

キ　再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、要機密情報、記録媒体の保管及び管理体制について明記すること。）

ク　再委託先が第 1 及び第 3 から第 9 までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ　その他、機構が指定する事項

（3）　第 1 及び第 3 から第 9 までに定める事項については、請負者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、請負者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第 11　実地調査及び監査等

（１）　機構は、必要があると認める場合には、請負者の作業場所の実地調査を含む請負者の作業状況の調査及び請負者に対する業務の実施に係る監査並びに指示を行うことができる。

（２）　請負者は、(１)の規定に基づき、機構から作業状況の調査の実施要求又は業務の実施に係る監査並びに指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

（３）　機構は、(１)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとし、請負者は、再委託先にその承諾を得ておかなければならない。

第 12　情報の保管及び管理等に対する義務違反

（１）　請負者又は再委託先において、第 3 から第 9 までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、この契約を解除することができる。

（２）　（１）に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、これらの行為を差し止めることができる。

（３）　(１)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって機構が損害を被った場合には、機構は請負者に損害賠償を請求することができる。機構が請求する損害賠償額は、機構が実際に被った全ての損害額とする。

第 13　存続

第 5、第 6 及び第 12 の規定は、本契約の解除または期間満了による終了後も存続するものとする。